

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

入札説明書に関する質問への回答(第2回)

| No | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (7) | a | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|----|-----|---|-----|---|-----|---------------------------|---|--|
| 1 | 5 | 2 | 8 | | | | | | | 提案施設について | 第1回質問時の「入札説明書に関する質問への回答No.6」にて、提案内容を最終的に個別対話等の機会を確認することとしていますが、第2回個別対話後に提案内容の変更等が生じた際には、別途協議の場を設定し確認する必要があるということでしょうか。 | 基本的にはお見込みのとおりです。原則、書面での回答ができる個別対話の機会に確認することとしますが、協議を随時行うことは可能です。なお、市との協議をしていない提案を妨げるものではありません。 |
| 2 | 5 | 2 | 8 | | | | | | | 提案施設 | 提案事業は、提案施設を設けずに、付帯施設との組み合わせで、提案することも可能でしょうか。 | 具体的な想定等について、個別対話等の機会に本市と協議ください。基本的に、提案施設を設けるかどうかに関わらず、本施設の集客力や魅力の向上に資する事業として、本施設の一部を有効活用した事業は自主事業とします。一方で、付帯施設で実施する事業は付帯事業となります。 |
| 3 | 7 | 2 | 14 | 2 | | | | | | 利用者から得る収入 | 利用料金は、SPCでなく、構成企業や協力企業の収入にすることはできないという理解でよろしいでしょうか。(要求水準書(案)に関する質問への回答NO.13により飲食のみ条件付き可能。入札説明書に関する質問回答NO.13では不可。) また、イベント・市民参加・環境学習、自主事業、提案施設の運営、付帯事業に係る売上等に関しては、構成企業や協力企業、付帯事業実施企業の収入としてもよいという理解でよろしいでしょうか。(入札説明書に関する質問回答NO.12によると、付帯事業は可能で、自主事業は事業者提案とあり、提案施設に関してはどのような取り扱いとなるか) | 前段：お見込みのとおりです。 後段：お見込みのとおりです。 |
| 4 | 9 | 2 | 14 | 7 | | | | | | 表1本事業におけるサービス対価・運営収入の対象 | 使用料(事業者から市への支払い)について、「なし」と「無償」の違いをご教示ください。 | 「なし」は、料金の設定自体がないもの、「無償」は、料金設定において無償と判断したもの、という違いがあります。 |
| 5 | 13 | 3 | 2 | 6 | | | | | | 付帯事業を行う者 | 入札説明書等に関する第1回質問への回答のNo.35に「付帯事業実施企業の要件として、「付帯事業実施に必要となる資格及び資格者を有すること。」とありますが、提案書提出前に資格及び資格者を有する必要(許可、登録、認定等、個人)があるということでしょうか。その場合は、法人をはじめ個人の資格証等も様式2-7に添付するという理解でよろしいでしょうか。」という質問に対して「お見込みのとおりです。」という回答がございました。 入札参加企業が付帯事業実施企業として参加申請し、実際の施設運営は再委託先の企業が行う場合においては、参加申請時点では資格証等の提出は必要なく、再委託先の企業が資格を保有していれば宜しいでしょうか。 参加資格申請時点で資格証等の提示が必須とされた場合には、付帯事業の実施は困難であると考えております。 | お見込みのとおりです。施設所有者である付帯事業実施企業から、テナントへ再委託を行う提案の場合、参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類の提出時点において、当該資格の提示は不要とします。 |
| 6 | 19 | 5 | 2 | 9 | | | | | | 入札提案審査に係る提出書類の受付期間、場所及び方法 | 第1回質問回答において、令和5年9月15日(金)よりも後には入札を辞退できないとありますが、令和5年9月16日以降も努力したが、どうしても入札価格の調整ができず予定価格を超過してしまう場合には、辞退の手続きを踏まず、不参加ということでも良いのでしょうか。 | 期日より後に辞退をすることは認めていません。併せて、入札説明書に対する質問への回答No.7もご参照ください。 |
| 7 | 19 | 5 | 2 | 9 | (5) | | | | | 入札書類審査に係る提出書類の受付期間、場所及び方法 | 辞退届は令和5年9月15日(金)以降の辞退は認めないものとする。となっており、第一回質問回答No.46にて、入札価格が上限額に収まらなくても辞退不可とされているため、15日(金)までに応札・辞退の決断を行うことが求められます。 29日(金)までの2週間以内に、上限額に収める減額調整が色々できるため、辞退届の期日を延ばして頂けないでしょうか。 | 辞退届の期日を令和5年9月29日(金)に変更します。 |
| 8 | 20 | 5 | 2 | 11 | | | | | | プレゼンテーション及びヒアリングの実施 | 第一回入札説明書に関する質問回答No.48にて、「スライド作成は可能としますが、提案書の内容以外の掲載は認めません」と回答されていますが、提案書に記載のない新たな提案を認めないという意味で、記載済みの提案の文章表現を端的に変えたりスライド向けの図表を作成することは可能という理解でよろしいでしょうか? | 文章表現及び図表の要約については、可能です。提案書の内容以外の追加的な掲載は認めません。 |

| No | 頁 | 1章 | 1節 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---------------|--|---|
| 9 | 26 | 7 | 3 | | (1) | | | | | 付帯施設 | 「敷地の一部に堅固な建物等を設置して、付帯事業を行うことを原則とする」とありますが、仮設や什器を設置し、必ずしも付帯事業を行わない場合でも付帯施設としてみなしていただけますでしょうか。 例：利用者は無料で使用できる仮設物、什器 | 付帯施設を設けた場合は付帯事業を実施することを想定しています。例の場合は収益のない施設の設置とその後の維持管理及び使用料を、事業者負担において実施いただくことになります。なお、収益のない施設は、提案内容によっては、提案施設として提案できる可能性があるため、市との事前の協議を行ってください。 |
| 10 | 26 | 7 | 3 | | (2) | | | | | 付帯施設の設置管理許可期間 | 第一回入札説明書に関する質問回答No.55にて「設置管理許可期間は最長10年であることから、更新については市と協議することを前提とし、計画ください。」と回答されていますが、つまり解体・撤去費用を含め最長10年で計画するという理解でよろしいでしょうか。回収期間が長く投資のしやすい20年の方が事業者にとっては望ましいです。 | 前段：お見込みのとおりです。 後段：原案どおりとします。事業者の提案により20年で計画いただくことも可能ですが、設置管理許可の期間は10年であり、市が許可の更新を保証するものではありません。 |
| 11 | 26 | 7 | 3 | | (4) | | | | | 事業内容の変更 | 「原則、事業内容を変更することはできない。ただし、やむを得ない理由により実行が困難となった場合、事業者は本市の書面による承諾を得たうえで変更できるものとする。」とありますが、企業の指名停止や倒産等が生じた場合、事業実施企業の変更は可能でしょうか。 | 付帯事業の実施に係る基本協定書(案)第4条によるものとします。 |
| 12 | 33 | 9 | 1 | | | | | | | 入札参加資格審査 | 提出する定款は原本証明していないものでもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |